

ブラジル・レポート・シリーズ

マナウス・フリーゾーンの優遇政策

2011年9月20日

マナウス・フリーゾーンを所管する監督庁 (SUFRAMA)

マナウス・フリーゾーン監督庁 (SUFRAMA、ポルトガル語で Superintendência da Zona Franca de Manaus) は、1967年2月28日に設立され、アマゾナス州の首都であるマナウスに本部が置かれている。開発商工省 (Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior) の管轄下に置かれている。マナウス工業地区 (PIM: Pólo Industrial de Manaus) 以外に、商業地区と農業畜産地区に構成されているが、現在、工業地区がマナウス・フリーゾーン監督庁の中核となっている。

主な税関連優遇措置

主な税関連優遇措置は以下のものである：

(マナウス・フリーゾーン監督庁が誘致活動を行っている土地やインフラ提供などにも言及する)

1. 連邦税

1.1. 部品・輸入原料に対する、輸入税 (II: Imposto de Importação) 減免 (最大 88%)

1.2. 工業製品税 (IPI: Imposto sobre Produtos Industrializados) の免除：製造、輸入、国産商品購入共にすべて連邦税である工業製品税が免除。

1.3. 法人税の減免 (最大 75%、収益率と業界分類による)

1.4. 社会統合基金と社会保険融資負担金 (PIS、Programa de Integração Social と Cofins、Contribuição para o Financiamento da Seguridade Social) の減免措置。PIS も Cofins も社会保障関連税である。

2. 州税

2.1. 商品流通サービス税（ICMS : Imposto sobre operações relativas à circulação de mercadorias e sobre prestações de serviços de transporte interestadual, intermunicipal e de comunicação）の減免措置：フリーゾーンにおける生産のための部品等の輸入時は課税されない。完成品を出荷する際、通常の ICMS 税率が 55～100%減免される。

ブラジル進出支援コンサルタント Fabio